

県警察の重点取組事項に関する協力依頼等について

令和3年11月24日
秋田県警察本部

協力依頼等事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 サイバーセキュリティ意識の向上について 2 高齢者保護対策の推進 3 横断歩道における「歩行者ファースト」意識の普及・浸透について
協力依頼等要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 官公庁におけるインターネット通信関連機器に関するセキュリティ向上のための取組をお願いする。併せて、宿泊・観光施設におけるセキュリティ強化の取組に関する働きかけをお願いする。 2 はいかい高齢者の早期発見及び保護のための情報共有を引き続きお願いする。 3 運転者と歩行者双方について「歩行者ファースト」意識の更なる普及・浸透への協力をお願いする。
理 由 (背景等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 サイバーセキュリティ意識の向上について <p>令和3年に入り、県のキャンペーンなどを模した偽アカウントが作成される事案が散見されている。昨年は、海外からのサイバー攻撃の影響により、県内通信事業者の通信業務に支障が生じる事案も発生している。</p> <p>現在、市町村の防災拠点施設やリモートワーク拠点施設などにおいて、公衆無線LANの整備が進められているが、こうしたインターネット通信関連機器の接続履歴の保存をはじめ、公衆無線LANの利用開始時にメールアドレスなどを登録する利用者情報の認証方式の導入や、通信内容を盗み見されない暗号化の設定など、セキュリティ対策に配慮していただくようお願いする。</p> <p>また、市町村に所在する旅館やホテル等の宿泊・観光関連施設においても、デジタル化の進展に伴い、インターネット通信環境の整備が進められている。こうした施設が個人情報等各種の情報の流出や、侵入被害に遭わないよう、各市町村からも働きかけをお願いする。</p> 2 高齢者保護対策の推進 <p>認知症高齢者のはいかいによる保護事案はますます増加している。昨年は、警察が保護した高齢者842人のうち58.1パーセントの489人が認知症又はその疑いのある者であった。また、本年上半期においては、保護した高齢者375人のうち、64.0パーセントの240人が認知症又はその疑いのある者であり、大幅に増加している状況にある。</p> <p>こうした現状を踏まえ、警察では関係機関との情報共有を図るた</p>

め、認知症の高齢者を保護するなどした際は、家族等の承諾を得て市町村等に情報提供し、その後の支援につながるよう「認知症等高齢者支援情報提供要綱」を制定し、平成29年から運用している。

これまで、大部分の市町村において、はいかい高齢者を早期に発見し、保護するため、地元の警察署や関係機関と「高齢者安全安心ネットワーク」等を構築していただいているほか、一部市町村には、認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者を事前に登録し、警察等の関係機関と情報共有する事業を展開していただくなど、取組が広がっている。このような事業は、何より高齢者の安全に資するものであり、また、警察にとっても、限られた人員を効果的に運用することを可能にするものである。

高齢者の捜索や保護に関する事案は、今後もますます増えることが予想されることから、各市町村におかれては引き続き警察と連携して、地域の実情に応じた対策を継続して推進していただくようお願いする。

3 横断歩道における「歩行者ファースト」意識の普及・浸透について

これまでの広報啓発活動や横断歩行者妨害違反の取締りなどにより、横断歩道における「歩行者ファースト」意識の普及・浸透については、一定の効果が認められるところであり、本年10月18日付けで公表したJAF秋田支部の調査結果によると、当県における信号機が設置されていない横断歩道において歩行者が横断しようとしている際の車両の一時停止率は、全国平均の30.6パーセントを上回る46.9パーセントであり、昨年21.8パーセントから大幅に向上した。

しかしながら、いまだ半数以上の車両が一時停止していないことから、警察においては、運転者及び歩行者双方に対して交通安全教育と広報啓発活動の更なる推進を図るほか、横断歩行者妨害違反等の交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反の指導取締りを強化することとしており、各市町村におかれても、地域住民と触れあう機会をとらえ、信号機が設置されていない横断歩道を歩行者が横断しようとしている際には必ず一時停止するという「歩行者ファースト」意識の更なる普及・浸透に協力をお願いする。